

時効援用の信義則違反・濫用法理の問題性

七戸, 克彦
九州大学大学院法学研究院 : 教授

<https://hdl.handle.net/2324/1474992>

出版情報 : 私権の創設とその展開 : 内池慶四郎先生追悼論文集, pp. 327-353, 2013-10-31. 慶応義塾大学出版会
バージョン :
権利関係 :

時効援用の信義則違反・濫用法理の問題性

七 戸 克 彦

- 一 序 論
- 二 定量的考察
- 三 定性的考察
- 四 結 語

一 序 論

1 判 例

内池慶四郎（敬称略、以下同様）の代表的な研究業績の一つである本稿のテーマに関して、判例は、おおむね一〇年刻みで、以下のように展開している。

- (1) 最（大）判昭和四一年四月二〇日民集二〇卷四号七〇二頁^①
一般条項を用いて時効援用を制限する手法は、「時効の完成後、債務者が債務の承認をすることは、時効によ

る債務消滅の主張と相容れない行為であり、相手方においても債務者はもはや時効の援用をしない趣旨であると考ふるであろうから、その後においては債務者に時効の援用を認めないものと解するのが、信義則に照らし、相当である」とした(1)判決に始まる。しかし、この法律構成に対して、五十嵐清は、「消滅時効制度は、学者がいかにこれを弁護しようとも、債務者に信義に反する主張を認めることを前提としている。そこに信義則を持ち込むことは、かえって事態を混乱させることになりはしまいか」との疑問を提起していた。⁽²⁾

(2) 最(三小) 判昭和五一年五月二五日民集三〇巻四号五五四頁⁽³⁾

一方、内池慶四郎も、「農地法三条の」所有権移転許可申請協力請求権につき消滅時効を援用することは、信義則に反し、権利の濫用として許されないとした原審の判断は、正当として是認することができ」とした(2)判決に対して、次のような批判を加えていた。「これらの〔「信義則による援用の制限の」必要性と合理性を承認しながらも、なお筆者には、時効制度上、信義則の無制限な適用が及ぼすことあるべき危険性に危惧の念を禁じえない。すなわち時効の要件が一応充たされている限りは、時効の効果が当事者の具体個別的関係において果して適切妥当なものか否かの判定は、終局的には援用権者に委ねるとするのが民事時効制度の構造である。従って長期間経過後に信義則の名の下に個々の援用の妥当性を検討することは、本来不可能を強いるばかりでなく時として時効制度自体を無意味とする危険を招来するであろう。それ故におよそ時効援用が違法、不法と評価されるためには、かなり明白に特殊異常な要件を充たす場合に限定されるべきであろう」。⁽⁴⁾

(3) 最(一小) 判平成元年二月二日民集四三巻一二号二二〇九頁⁽⁵⁾

ところで、消滅時効に関する一般規定(民法一六七条以下)に対する特則規定である、不法行為に基づく損害賠償請求権に関する七二四条をめぐっては、その①起算点ならびに②後段の二〇年の期間制限の法定性質(時効か除斥期間か)につき見解が対立しているが、このうち②の論点に関して除斥期間説に立った場合には、時効の

規定は援用の条文（一四五条）も含めて適用されなくなるので、上記(2)判決により定立された時効援用権の信義則違反・権利濫用法理の適用の余地もなくなる。(3)判決の原審は、上記(2)判決を引用しつつ「(七二四条後段の)長期時効の援用ないし除斥期間経過の主張は信義則違反ないし権利の濫用に当り許されないとわねばならぬ」としたが、これに対して、(3)判決は、除斥期間説に立つて原審判断を破棄した。

(4) 最（二小）判平成一〇年六月二日民集五二巻四号一〇八七頁。

だが、右(3)判決の立場は、その後、次のような事案に直面して修正を余儀なくされた。予防接種法に基づく痘その集団接種により重度の傷害を負った生後五か月の乳児が、やがて成人に達して禁治産宣告（現・後見開始の審判）を受ける前に、二〇年が経過してしまったのである。七二四条後段の期間制限を除斥期間と解した場合には、時効の停止に関する規定（一五八条）の適用もないから、被害者は成人を迎えてから五か月間請求の機会を与えられないままに権利を喪失することとなる。請求権の消滅を主張する被告・国に対して、被害者側は信義則違反・権利濫用を主張したが、しかし、この再抗弁を認めることは、上記(3)判決の立場の否定を意味する。そこで、(4)判決は、上記(3)判決を引用しつつ「除斥期間の主張が信義則違反又は権利濫用であるという主張は、主張自体失当であると解すべきである」としながらも、「しかし、これによれば、その心神喪失の常況が当該不法行為に起因する場合であっても、被害者は、およそ権利行使が不可能であるのに、単に二〇年が経過したということのみをもって一切の権利行使が許されないこととなる反面、心神喪失の原因を与えた加害者は、二〇年の経過によって損害賠償義務を免れる結果となり、著しく正義・公平の理念に反するものといわざるを得ない。そうすると、少なくとも右のような場合にあっては、当該被害者を保護する必要があることは、前記時効の場合と同様であり、その限度で民法七二四条後段の効果を制限することは条理にもかなうというべきである。〔原文改行〕したがって、不法行為の被害者が不法行為の時から二〇年を経過する前六箇月内において右不法行為を原因とし

て心神喪失の常況にあるのに法定代理人を有しなかった場合において、その後当該被害者が禁治産宣告を受け、後見人に就職した者がその時から六箇月内に右損害賠償請求権を行使したなど特段の事情があるときは、民法一五八条の法意に照らし、同法七二四条後段の効果は生じないものと解するのが相当である。」と判示するに至った。

(5) 最(三小) 判平成二一年四月二八日民集六三卷四号八五三頁^①

そして、右一五八条に関する(4)判決の立場は、その一〇年後の(5)判決によって、一六〇条の停止事由にも推し及ぼされた。加害者が被害者の遺体を自宅床下に埋めていたため、被害者行方不明のまま二〇年が経過してしまつた事案につき、(5)判決は、上記(4)判決の判旨の文言のうち、一五八条に関する記述部分を、一六〇条に差し替えたほかは、ほぼ同一文言の判決を言い渡したのである。

その結果、判例においては、除斥期間説に立つて、信義則違反・権利濫用法理の適用を排除しつつも、「正義・公平の理念」(＝信義則)を「条理」の側面で働かせることで、七二四条を条文解釈の次元で操作し、被害者側が「特段の事情」の存在を主張・立証した場合には七二四条後段の適用を排除する法理が確立された。

2 学 説

一方、内池説の立場も、(2)昭和五一年判決から(3)平成元年判決までの間に、変化したように見受けられる。内池説は、七二四条後段の法的性質に関して時効説に立つ点では(3)判決に対立するが、しかし、(3)判決が除斥期間説を採用することによって導こうとした信義則違反・権利濫用の主張の排除という目的に関しては、上記(2)判決に対する内池評釈と親和性がある。ところが、その後、内池説は、信義則違反・権利濫用法理に寛容な立場に転じ、(3)判決の評釈においては、時効はもとより「除斥期間にも信義則・権利濫用法理の適用がありうる」と考えて

いる」と述べるなど、この判例法理を肯定的に評価される⁽⁸⁾。

かかる変化は、昭和四〇年代以降の判例の総合的研究から導かれたものである⁽⁹⁾が、他の近時の学説も、内池新説と同様、この判例法理には好意的であり、その結果、学説の趨勢は、判例に現れた事案の類型化と、各々の類型における信義則違反・権利濫用の具体的内容・要件判断の基準を明確化する方向へと向かっている⁽¹⁰⁾。

しかしながら、私見は、むしろ内池旧説の立場に与したい。というのも、判例の全体傾向としては、一般条項に頼ることなく、他の法理を用いて、同様に妥当な結論を導くケースが、むしろ多数といつてよいからである。そもそも、従来の判例において信義則違反・権利濫用が主張された事案は数百例に上るのであるが、従来の判例研究が取り上げているのは、そのうちのたかだか数十例にすぎない。網羅的な検討でないために、全体像を見通せていないように思われてならないのである。だが、本稿では、紙数の制約のため、判例のすべてを挙示する方法での考察ができない。そこで、以下では、計量分析（計量法学）の手法を用いて、相手方の時効援用に対して信義則違反・権利濫用の反論がなされた判例の全貌を、数値的に明らかにすることにした。

二 定量的考察

そもそも、わが国の民事事件総数のうち、時効が問題となった事案は何件で、そのうち取得時効と消滅時効が占める割合はどれほどで、さらに、それらの時効の主張（抗弁）に対して、信義則違反・権利濫用の抗弁（再抗弁）が提出された事案は、何パーセントを占めるのであろうか。

これらの点を直接調査したデータは存在しないので、紙媒体の判例集あるいは電子版の判例データベースを用いた標本（サンプル）調査の方法を用いて、母集団の属性を推測（推計）するほかはない。

1 標本調査

次頁【図表1】のうち「I」欄は、時効完成後の債務承認の事案に関する前記(1)昭和四一年大法廷判決前後からの民事事件（行政事件を含む）の既済件数であるが、昭和四〇年の一七万件が、現在では一〇〇万件にまで増加している⁽¹⁾。

一方、「II」～「VI」欄は、各種電子データベースの収録している民事事件の総数と、「時効」でキーワード検索をかけた結果であるが（いずれも平成二五年三月末段階）、まず、「II」の公式判例集所収判例は、TKC提供の公式判例集データベースで検索した限りでは、とりわけ昭和六〇年以降の収録判例数が激減していて、サンプルとしては不十分である（なお、平成三年・二四年の数値が少ないのは、電子データの入力作業が遅れているためである）。また、「III」裁判所ウェブサイトの情報報告は、民事・刑事の別で数字を出せないため、両者を合算した総数を記載したが（「*」を冠記してある）、それでも収録判例数が一〇〇〇件に満たない年が多い。

他方、「IV」「V」「VI」の三つの判例データベースのうち、「IV」TKC法律情報データベース【LEXDBインターネット】収録の判例件数が、平成二四年になって突如として極端に増加しているのは、平成三年一二月以降、東京地方裁判所の裁判例の収録が増えたためであるが、その理由・事情に関しては了知していない。「V」LIC【LINDB判例秘書】の収録件数が、平成一四年以降の四年間六〇〇〇件を超えた後、再び二〇〇〇件台に減じている理由も不明であるが、平成二四年の数字に関していえば、「VI」ウェストロー・ジャパン（米国トムソン・ロイターと新日本法規の均等出資による合弁会社）と同様、入力未了によるものと思われる。

本稿では、紙幅の関係上、「IV」のデータベース【LEXDBインターネット】収録判例の分析結果のみを掲載するが（図表2）、このデータベースに関しては、第一に、運営母体（TKC全国会）の性格との関係で、「V」「VI」と比較した場合、租税関係の収録判例数が多いため、租税徴収権の時効の論点に関する裁判例によって、

時効援用の信義則違反・濫用法理の問題性

【図表1】 各種判例データベース登録の民事事件総数と「時効」キーワード検索結果

	I		II		III		IV		V		VI	
	民事事件 既済件数	TKC 公的判例集 DB 総数 (民集)	時効 (民集)	裁判所ウェブサイト 総数	時効	TKCLEX/DB 総数	時効	LLI/DB 判例秘書 総数	時効	WestlawJapan 総数	時効	
昭和 40 年	172,173	1,239 (345)	96 (41)	*670	*18	2,037	114	1,727	103	1,938	102	
昭和 41 年	183,831	1,055 (327)	118 (56)	*611	*31	2,025	145	1,650	127	2,021	135	
昭和 42 年	184,502	1,066 (327)	87 (36)	*638	*36	1,906	133	1,580	109	1,876	123	
昭和 43 年	190,666	1,032 (341)	70 (40)	*634	*31	2,328	127	1,779	104	2,319	110	
昭和 44 年	181,672	960 (228)	74 (30)	*777	*31	2,165	111	1,761	94	2,112	100	
昭和 45 年	183,417	918 (217)	72 (29)	*705	*37	2,277	128	1,835	115	2,271	129	
昭和 46 年	191,523	871 (167)	55 (19)	*662	*26	2,336	112	1,848	97	2,259	105	
昭和 47 年	185,233	719 (163)	42 (17)	*482	*16	2,357	121	1,867	101	2,288	114	
昭和 48 年	173,527	752 (140)	59 (27)	*538	*22	2,122	129	1,524	110	2,058	126	
昭和 49 年	169,992	728 (141)	56 (25)	*536	*24	1,939	120	1,387	101	1,903	120	
昭和 50 年	168,990	781 (142)	75 (23)	*554	*22	2,060	154	1,468	131	1,987	151	
昭和 51 年	178,297	726 (136)	89 (28)	*474	*20	2,036	136	1,406	115	1,930	127	
昭和 52 年	188,593	753 (122)	72 (18)	*433	*16	1,854	129	1,293	105	1,774	117	
昭和 53 年	198,166	783 (136)	71 (22)	*473	*20	2,094	125	1,460	103	1,965	106	
昭和 54 年	202,579	773 (104)	66 (15)	*496	*16	2,159	126	1,468	108	1,999	112	
昭和 55 年	216,126	727 (112)	52 (10)	*505	*19	2,328	112	1,507	91	2,125	104	
昭和 56 年	234,839	801 (123)	52 (16)	*504	*21	2,439	134	1,637	115	2,234	129	
昭和 57 年	266,625	774 (113)	65 (17)	*526	*21	2,172	128	1,405	106	2,028	121	
昭和 58 年	301,704	635 (95)	55 (10)	*456	*20	2,173	135	1,414	100	1,976	118	
昭和 59 年	356,873	701 (80)	29 (10)	*385	*12	2,322	106	1,448	84	2,053	93	
昭和 60 年	383,873	557 (71)	20 (5)	*348	*7	2,297	96	1,369	82	2,046	87	
昭和 61 年	372,278	486 (83)	33 (13)	*293	*13	2,275	95	1,332	85	2,051	92	
昭和 62 年	345,800	470 (104)	19 (7)	*286	*11	2,165	109	1,208	93	1,952	98	
昭和 63 年	306,173	414 (77)	18 (5)	*254	*14	2,091	89	1,113	80	1,871	85	
平成元年	261,342	472 (99)	19 (10)	*311	*16	2,227	94	1,193	85	2,023	84	
平成 2 年	237,965	471 (91)	31 (13)	*282	*18	2,457	112	1,358	93	2,198	99	
平成 3 年	247,045	428 (101)	32 (8)	*289	*10	2,367	110	1,468	102	2,121	99	
平成 4 年	306,263	413 (89)	39 (13)	*262	*12	2,413	119	1,544	112	2,014	112	
平成 5 年	389,433	420 (126)	39 (18)	*282	*15	2,228	96	1,435	79	1,995	96	
平成 6 年	424,403	408 (115)	22 (12)	*274	*13	2,269	108	1,432	88	2,025	97	
平成 7 年	424,444	363 (114)	32 (20)	*252	*16	2,297	120	1,400	91	2,069	110	
平成 8 年	446,759	343 (97)	26 (17)	*209	*8	2,380	104	1,337	76	2,085	92	
平成 9 年	453,847	362 (115)	19 (13)	*267	*8	2,563	109	1,439	79	2,262	99	
平成 10 年	523,299	270 (98)	20 (13)	*288	*19	2,885	152	1,616	118	2,615	139	
平成 11 年	530,424	250 (98)	22 (15)	*644	*24	2,761	145	1,803	118	2,471	138	
平成 12 年	530,276	242 (94)	12 (8)	*1,107	*29	2,831	140	2,209	118	3,074	159	
平成 13 年	531,266	259 (101)	15 (12)	*1,558	*62	2,979	136	2,330	119	3,166	151	
平成 14 年	544,706	238 (89)	13 (11)	*2,370	*89	3,205	156	3,932	224	3,342	171	
平成 15 年	569,858	244 (95)	13 (10)	*2,077	*80	3,159	173	6,767	463	3,278	199	
平成 16 年	571,885	255 (119)	19 (14)	*1,766	*80	3,124	192	6,617	463	3,267	211	
平成 17 年	567,215	289 (107)	19 (15)	*1,588	*59	2,954	183	6,678	473	3,193	197	
平成 18 年	601,376	284 (122)	17 (17)	*1,515	*60	2,909	191	6,421	543	3,164	228	
平成 19 年	705,156	300 (100)	18 (15)	*1,519	*64	2,729	211	5,482	452	6,327	615	
平成 20 年	801,776	236 (106)	20 (20)	*1,317	*59	2,562	210	2,740	215	5,110	692	
平成 21 年	911,416	234 (93)	13 (13)	*1,141	*48	2,383	166	2,355	183	6,456	724	
平成 22 年	947,363	143 (61)	9 (8)	*1,024	*41	2,491	135	2,263	129	5,305	406	
平成 23 年	859,561	76 (39)	5 (5)	*856	*44	3,074	260	2,115	134	4,912	381	
平成 24 年	1,088,925	39 (22)	2 (2)	*873	*34	8,872	632	1,456	86	3,347	254	
平成 25 年	-	0 (0)	0 (0)	*191	*6	221	10	15	1	143	8	

消滅時効に関する数字が押し上げられている。また、第二に、このデータベースには、知的財産権判例も多く収録されているため、知的財産権侵害の損害賠償請求に対して時効の抗弁が提出された事案が、やはり消滅時効に関する数字を押し上げる。これら二つの偏向（サンプリングバイアス）に留意しつつ、時効に関する判例の傾向について述べるならば、以下の点を指摘することができる。

2 時効に関する判例

【図表2】「I」欄の収録民事事件総数は、【図表1】「IV」の「総数」欄の数字に同じであるが、【図表1】「IV」の「時効」の件数と、【図表2】「II」欄の「総数」が異なっているのは、単純なキーワード検索の際に混入したノイズ（公訴時効や「当時、効力を有していた」といった文言のヒット）を除去したことと、一件の事案中に取得時効と消滅時効の両者が問題となっている判例を、ダブルカウントしたことによる。

なお、いうまでもないことだが、【図表2】「I」の収録事件は、データベースの編纂者がその時々において重要と考えた判例を集めたものであり、同様に、「II」の時効に関する事件もまた、その時々において重要論点となっている時効関係の判例から成り立っている（無作為標本抽出ではなく作為抽出）。しかし、過去の時代に大いに争われた争点に終止符が打たれる一方、新たな論点は絶えず生起してくるから、もし時効以外の論点に注目が集まれば、総事件数に占める時効関連の事件の割合は低下するであろうし、逆に、他の分野における議論が沈静化すれば、時効関連の事件が総事件数に占める比率は高まるはずである。ところが、非常に興味深いことに、総事件数に占める時効関連事件の割合（II/I）は、昭和四〇年から今日に至るまで、四〜八%の間で安定しており、時代による変動を見出すことができない。現在の実数に復元推計していえば、今日の民事事件の既済総数一〇〇万件のうち、四〜八万件の訴訟において時効が何らかの形で取り上げられている、ということである。

【図表2】 時効関係判例件数，信義則違反・権利濫用の主張件数
 (【図表1】Ⅳ欄 (TKC LEX/DB) 分)

	I 収録民事 事件総数	II 時効関係判例件数			III 信義則違反・権利濫用の主張件数(取得・消滅)				IV 判断(取得・消滅)			
		総数(Ⅱ/I)	取得時効	消滅時効	総数(Ⅲ/Ⅱ)	信義則違反	権利濫用	併用	肯定	否定	判断せず	
昭和40年	2,037	113(6%)	35(31%)	78(69%)	1(1%)	1(0:1)	0(0:0)	0(0:0)	0(0:0)	1(0:1)	0(0:0)	0(0:0)
昭和41年	2,025	145(7%)	40(28%)	105(72%)	2(1%)	2(0:2)	0(0:0)	0(0:0)	1(0:1)	0(0:0)	1(0:1)	0(0:0)
昭和42年	1,906	128(7%)	34(27%)	94(73%)	1(1%)	1(0:1)	0(0:0)	0(0:0)	0(0:0)	0(0:0)	1(0:1)	0(0:0)
昭和43年	2,328	121(5%)	41(34%)	80(66%)	2(2%)	1(0:1)	1(1:0)	0(0:0)	0(0:0)	1(1:0)	1(0:1)	0(0:0)
昭和44年	2,165	109(5%)	27(25%)	82(75%)	4(4%)	3(0:3)	1(1:0)	0(0:0)	2(0:2)	2(1:0)	0(0:0)	0(0:0)
昭和45年	2,277	122(5%)	30(25%)	92(75%)	2(2%)	2(0:2)	0(0:0)	0(0:0)	0(0:0)	2(0:2)	0(0:0)	0(0:0)
昭和46年	2,336	110(5%)	38(35%)	72(65%)	4(4%)	1(0:1)	2(0:2)	1(0:1)	1(0:1)	1(0:1)	2(0:2)	0(0:0)
昭和47年	2,357	116(5%)	33(28%)	83(72%)	2(2%)	2(0:2)	0(0:0)	0(0:0)	2(0:0)	0(0:0)	0(0:0)	0(0:0)
昭和48年	2,122	128(6%)	37(29%)	91(71%)	5(4%)	2(0:2)	2(0:2)	1(0:1)	1(0:1)	2(0:2)	2(0:2)	0(0:0)
昭和49年	1,939	119(6%)	41(34%)	78(66%)	7(5%)	4(0:4)	1(0:1)	2(0:2)	3(0:3)	1(0:1)	3(0:3)	0(0:0)
昭和50年	2,060	152(7%)	47(31%)	105(69%)	5(3%)	1(0:1)	2(2:0)	2(0:2)	1(0:1)	2(1:1)	2(0:2)	0(0:0)
昭和51年	2,036	128(6%)	43(33%)	85(67%)	10(8%)	4(1:3)	3(2:1)	3(0:3)	4(0:4)	4(2:2)	2(1:1)	0(0:0)
昭和52年	1,854	126(7%)	46(37%)	80(63%)	6(5%)	0(0:0)	1(0:1)	5(1:4)	1(0:1)	4(1:3)	1(0:1)	0(0:0)
昭和53年	2,094	123(6%)	40(33%)	83(67%)	10(8%)	2(1:1)	5(2:3)	3(0:3)	1(0:1)	6(2:4)	3(1:2)	0(0:0)
昭和54年	2,159	119(6%)	37(31%)	82(69%)	11(9%)	2(1:1)	5(0:5)	4(0:4)	3(0:3)	6(0:6)	2(1:1)	0(0:0)
昭和55年	2,328	110(5%)	33(30%)	77(70%)	8(7%)	3(0:3)	3(0:3)	2(0:2)	1(0:1)	5(0:5)	2(0:2)	0(0:0)
昭和56年	2,439	132(6%)	31(23%)	101(77%)	14(11%)	2(0:2)	6(0:6)	6(1:5)	4(1:3)	4(0:4)	6(0:6)	0(0:0)
昭和57年	2,172	114(5%)	33(29%)	81(71%)	11(10%)	3(1:2)	1(0:1)	7(0:7)	3(0:3)	6(0:6)	2(1:1)	0(0:0)
昭和58年	2,173	135(6%)	31(23%)	104(77%)	16(12%)	1(0:1)	8(1:7)	7(0:7)	4(0:4)	5(0:5)	7(1:6)	0(0:0)
昭和59年	2,322	103(4%)	27(26%)	76(74%)	13(13%)	6(1:5)	2(0:2)	5(0:5)	7(0:7)	2(0:2)	4(1:3)	0(0:0)
昭和60年	2,297	91(4%)	30(33%)	61(67%)	8(9%)	2(0:2)	4(0:4)	2(1:1)	2(1:1)	3(0:3)	3(0:3)	0(0:0)
昭和61年	2,275	84(4%)	22(26%)	62(74%)	10(12%)	2(0:2)	5(0:5)	3(0:3)	2(0:2)	4(0:4)	4(0:4)	0(0:0)
昭和62年	2,165	106(5%)	32(30%)	74(70%)	13(12%)	4(1:3)	7(0:7)	2(0:2)	2(0:2)	6(1:5)	5(0:5)	0(0:0)
昭和63年	2,091	88(4%)	18(20%)	70(80%)	9(10%)	1(0:1)	6(0:6)	2(0:2)	3(0:3)	2(0:2)	4(0:4)	0(0:0)
平成元年	2,227	85(4%)	21(25%)	64(75%)	14(16%)	1(0:1)	7(0:7)	6(1:5)	1(0:1)	11(1:10)	2(0:2)	0(0:0)
平成2年	2,457	109(4%)	21(19%)	88(81%)	9(8%)	4(0:4)	2(0:2)	3(0:3)	4(0:4)	2(0:2)	3(0:3)	0(0:0)
平成3年	2,367	106(4%)	15(14%)	91(86%)	13(12%)	6(0:6)	2(0:2)	5(0:5)	4(0:4)	7(0:7)	2(0:2)	0(0:0)
平成4年	2,413	112(5%)	23(21%)	89(79%)	22(20%)	5(0:5)	12(0:12)	5(1:4)	1(0:1)	12(0:12)	9(1:8)	0(0:0)
平成5年	2,228	89(4%)	13(15%)	76(85%)	15(17%)	5(0:5)	7(0:7)	3(0:3)	2(0:2)	8(0:8)	5(0:5)	0(0:0)
平成6年	2,269	105(5%)	18(17%)	87(83%)	15(14%)	1(0:1)	9(0:9)	5(0:5)	1(0:1)	10(0:10)	4(0:4)	0(0:0)
平成7年	2,297	113(5%)	20(18%)	93(82%)	22(19%)	12(0:12)	5(0:5)	5(0:5)	8(0:8)	8(0:8)	6(0:6)	0(0:0)
平成8年	2,380	96(4%)	12(13%)	84(87%)	21(22%)	9(0:9)	7(0:7)	5(0:5)	3(0:3)	10(0:10)	8(0:8)	0(0:0)
平成9年	2,563	101(4%)	10(10%)	91(90%)	16(16%)	3(0:3)	7(0:7)	6(0:6)	2(0:2)	7(0:7)	7(0:7)	0(0:0)
平成10年	2,885	147(5%)	15(10%)	132(90%)	24(16%)	6(1:5)	10(0:10)	8(0:8)	4(0:4)	13(1:12)	7(0:7)	0(0:0)
平成11年	2,761	151(5%)	24(17%)	116(83%)	28(20%)	9(0:9)	8(0:8)	11(0:11)	6(0:6)	11(0:11)	11(0:11)	0(0:0)
平成12年	2,831	139(5%)	23(17%)	116(83%)	36(26%)	11(3:8)	13(0:13)	12(1:11)	9(3:6)	20(1:19)	7(0:7)	0(0:0)
平成13年	2,979	131(4%)	11(8%)	120(92%)	25(19%)	7(0:7)	9(0:9)	9(0:9)	6(0:6)	9(0:9)	10(0:10)	0(0:0)
平成14年	3,205	152(5%)	24(16%)	128(84%)	33(22%)	17(1:16)	4(0:4)	12(0:12)	6(1:5)	12(0:12)	15(0:13)	0(0:0)
平成15年	3,159	163(5%)	22(13%)	141(87%)	23(14%)	11(0:11)	7(0:7)	5(0:5)	3(0:3)	14(0:14)	6(0:6)	0(0:0)
平成16年	3,124	182(6%)	13(7%)	169(93%)	42(23%)	16(0:16)	12(1:11)	14(0:14)	9(0:9)	23(0:23)	10(0:10)	0(0:0)
平成17年	2,954	170(6%)	9(5%)	161(95%)	41(24%)	20(0:20)	12(0:12)	9(0:9)	8(0:8)	20(0:20)	13(0:13)	0(0:0)
平成18年	2,909	176(6%)	10(6%)	124(94%)	43(24%)	19(1:18)	15(0:15)	9(0:9)	6(0:6)	15(1:14)	22(0:22)	0(0:0)
平成19年	2,729	201(7%)	8(4%)	193(96%)	61(30%)	19(0:19)	23(0:23)	19(0:19)	8(0:8)	25(0:25)	28(0:28)	0(0:0)
平成20年	2,562	196(8%)	11(5%)	185(95%)	44(22%)	20(1:19)	11(0:11)	13(0:13)	6(0:6)	22(1:21)	16(0:16)	0(0:0)
平成21年	2,383	156(7%)	11(7%)	145(93%)	36(23%)	15(0:15)	13(0:13)	8(0:8)	3(0:3)	18(0:18)	16(0:16)	0(0:0)
平成22年	2,491	132(5%)	4(3%)	128(97%)	28(21%)	8(0:8)	13(0:13)	7(0:7)	0(0:0)	20(0:20)	8(0:8)	0(0:0)
平成23年	3,074	247(8%)	25(10%)	222(90%)	35(14%)	6(0:6)	17(1:16)	12(0:10)	0(0:0)	22(2:20)	13(1:12)	0(0:0)
平成24年	8,872	601(7%)	44(7%)	557(93%)	54(9%)	22(1:21)	18(0:18)	14(0:14)	4(1:3)	27(0:27)	23(0:23)	0(0:0)
平成25年	221	9(4%)	0(0%)	9(100%)	3(33%)	2(0:2)	0(0:0)	1(0:1)	1(0:1)	2(0:2)	0(0:0)	0(0:0)

だが、これに対して、時効関係の判例の内部における取得時効に関する判例と消滅時効に関する判例の比率に関しては、時代的な変動が認められる。全時代を通じて、消滅時効判例の占める割合が高いのは、取得時効を主張する余地のある事件類型（明渡請求訴訟など）よりも、消滅時効の主張の余地のある事件類型（損害賠償請求訴訟など）の絶対数が多いという単純な理由によるものであるが、かつて時効に関する全判例のうち三割を占めていた取得時効判例が、平成期に入る頃から目立って減少を始め、とくに平成一七年以降に一割を切るまでになった理由は、次の二点に求められる。

(一) 取得時効に関する判例

その第一は、取得時効の側の事情であり、かつて多に争われた農地買収・売渡処分をめぐる国家賠償訴訟や、「公物の時効取得」、「賃借権・地役権の時効取得」、「時効取得と登記」といった典型論点が、比較的沈静化したことによる。

(二) 消滅時効に関する判例

しかし、それにも増して決定的な原因は、消滅時効の側にある。ここでは、そもそも原告の請求に対して被告が消滅時効の抗弁を提出するような事件とは、いったいどのような事案であるかが問われなければならない。昭和四〇年以降の消滅時効関連の全判例を概観して気づくのは、被告から消滅時効の抗弁が提出される事案の多くが、不法行為や不当利得といった法定債権に関する訴訟で占められている点である。

契約に基づいて生じた権利に関しては、①その履行期＝消滅時効の起算点を債権者が明確に意識しており、②適切に時効中断の手続をとるなどして、消滅時効の完成を自覚的に防止しているのであって、反面、こうした「時効の管理」を怠った債権者は、消滅時効の完成についても自覚しているため、そもそも訴訟など提起しない。

これに対して、不法行為に関しては、①起算点が実際的あるいは理論的に不明な類型が存在しており（交通事

故の後遺障害や公害訴訟など）、また、債権者（被害者）と債務者（加害者）とは、債権の存否や額について当初より対立関係にあつて、契約の当事者間のような信頼関係がまったく存在しないために、事故後の一定の接触・交渉の成果の意味につき、②時効中断と評価できるか否かの認識をめぐつて争いが生ずる。

ただし、判例の内訳には、時代によるトレンドがあり、昭和四〇年代においては、手形の事案が目につく。一方、不法行為訴訟の内訳は、農地買収・売渡処分等の瑕疵に対する国家賠償から、昭和五〇年代以降の交通事故訴訟・公害訴訟等へと変わつてゆくが、しかし、それら消滅時効に関する判例の総数それ自体は、平成一〇年までは、常に一〇〇件を切る程度で安定している。それが平成一〇年以降突如として増加してゆくのは、契約関係では労使紛争、不法行為関係では、強制連行・強制労働その他いわゆる戦後補償問題に関する訴訟や、労働災害の中でもとりわけじん肺訴訟が数多く提起されたことのほか、いわゆる過払い訴訟において、原告（借主）の不当利得返還請求に対して、被告（金融業者）側から消滅時効の抗弁が提出された点が大きい。

今日の学説は、信義則違反・権利濫用法理に関して、消滅時効の中でもとくに不法行為の事案を念頭に議論を進めているが、不法行為以外の判例も、相当程度存在している。すべての時代を通じて、一定の割合を占めているのが、財産法分野においては詐害行為取消権・否認権の行使、家族法分野においては遺留分減殺請求権・相続回復請求権の行使に対して、消滅時効の抗弁が提出される事案である。また、取得時効の援用に対して信義則違反・権利濫用が主張されるケースも無視できない程度に存在しており、したがって、理論構築の際には、それら不法行為以外のケースをも視野に入れておく必要がある。

3 信義則違反・権利濫用に関する判例

そこで、次に、【図表2】「Ⅲ」欄——相手方の時効援用に対して信義則違反・権利濫用が主張された件数の側

に目を転ずると、以下の点が注目される。

(一) 当事者の主張

まず、その経年変化について見てみると、(1)時効完成後の債務承認に関する昭和四一年大法院判決から、(2)農地法三条の許可協力請求権に関する昭和五一年判決までの時期において、信義則違反・権利濫用の主張件数は、一桁台(時効が問題となった事案の5%以下)である。

だが、(3)平成元年判決以降の時代においては、——同判決による不法行為領域における信義則違反・権利濫用法理の適用否定にもかかわらず——、(2)判決の援用否定法理が主張される事案は一〇件を超えるようになり、そして、(4)七二四条適用制限法理を定立した平成一〇年判決の時期以降、時効関係判例のうち、実に二割以上の事案において、信義則違反・権利濫用が主張されるようになる(「図表2」III/II)。

この数字は、いかにも異常であり、私見が、内池新説をはじめ信義則違反・権利濫用法理に好意的な近時の学説に対して敢えて異を唱え、内池旧説の立場に与する理由は、この点にある。たとえば土地明渡請求訴訟の二割で、「原告の物権的請求権の行使は宇奈月温泉事件のごとき権利の濫用である」といった反論がされるような事態を、想像できるであろうか。代理権の濫用・相殺権の濫用・解除権の濫用といった他の判例法理では、このような「権利濫用の濫用」状態は発生していない。

(二) 裁判所の認定

一方、この法理に関する当事者の主張や裁判所の説示の内容は、①信義則違反のみを挙げるもの、②権利濫用のみを挙げるもの、③信義則違反と権利濫用の両者を挙げるものに分かれるが(なお、③は、さらに、(a)両者を並列的に掲げるものと、(b)「信義則に違反するので、権利濫用となる」といった論理関係で、信義則を権利濫用の認定要素と位置づけるものに分かれるが、(b)は上記②権利濫用単独適用の一種ともいえる)、しかし、「いずれの適用によるう

とも結論に相違は生じない」ともいわれているので、さしあたり①・②・③は同一説であると仮定して、一括して裁判所の判断の分布を見てみると(図表2)「IV」欄、全体の傾向としては、肯定例より否定例が多いといえるが、しかし、肯定例の数が否定例を上回っている年もある。なお、肯定例と否定例の比率に関して、時代による変動は認められない。

ところで、判例の信義則違反・権利濫用法理に好意的な今日の学説は、もっぱら「肯定」「否定」の認定事例の側に着眼し、それらの判例を類型化することによって、安定的な判断を行うことを志向しているが、これに對して、私見は、そもそも一般条項に頼らない方法で妥当な解決を得られると考えており、そして、そのヒントは、今日の学説の考察対象となっている「肯定」「否定」の認定事例ではなく、一般条項については「判断せず」他の法律構成を用いて事案を処理した判例類型の側にあると考えている。章を改めて論ずることにしよう。

三 定性的考察

1 一般条項の直接適用

【図表2】「IV」「判断せず」欄の判例は、信義則違反・権利濫用の主張者が①勝訴した事案と②敗訴した事案の両者を含んでいる。問題は、①勝訴した事案において、裁判所はいかなる法理を用いたのか、という点であり、結論的にいえば、私見は、①の事案において裁判所が用いた手法を活用すれば、従来信義則違反・権利濫用法理を用いて解決されてきた事案の多くは解消でき、これにより、信義則・権利濫用さらには公序良俗違反⁽¹⁾といった一般条項による解決の守備範囲を、他の法理を用いてもなお当事者を救済できず、万策尽きたという、きわめて稀有な例外的事態——本稿冒頭に引用した昭和五一年判決の内池評釈にいう「かなり明白に特殊異常な要件を充

たす場合」——に縮小・限定することによって、現在の「権利濫用の濫用」状態を解消すべきと考える。

(一) 請求と抗弁

では、判例が、信義則違反・権利濫用法理に頼らず当事者を救済した方法には、どのようなものがあるか。

この点に関しては、(1)請求と(2)抗弁とに分けて説明するのが分かりやすいだろう。時効の援用には、(1)時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求訴訟や、時効消滅を原因とする債務不存在確認訴訟のように、原告Xが請求原因として主張する場合と、(2)所有権に基づく土地明渡請求訴訟や損害賠償請求訴訟の被告Yが、抗弁として主張する場合とがある。

(1) 請求

もつとも、時効学説のうち権利得喪説に即していえば、時効制度は、無権利者に権利を付与し、非弁済者の債務を消滅させるという、本質的に反道徳的な(＝信義則違反の)制度なので、実際の判例の事案においても、原告Xは、①主位的には売買その他の法律行為による取得・相続による取得、弁済による消滅を請求原因とし、②予備的(仮定的)請求原因として時効取得・時効消滅を主張するのが常である。

そして、信義則違反・権利濫用法理は、②の予備的(仮定的)請求原因事実に対する、③被告Yの抗弁(仮定抗弁)として主張されるのであるが、実際の判例の事案では、①主位的請求原因の存在を認定して原告Xを勝訴させた例、ならびに、①主位的請求原因・②予備的請求原因とも存在を否定して被告Yを勝訴させた例も非常に多い。それゆえ、もし被告Yに要保護性が認められる事案であるならば、原告Xの主張する①主位的請求原因(売買・弁済等)・②予備的請求原因(時効)につき、その成立認定を厳格化して被告Yの否認を容易に認めれば、③信義則違反・権利濫用の仮定抗弁を判断するまでもなく、被告Yを保護することができる。換言すれば、被告Yの要保護性が高く、本来ならば①主位的請求原因・②予備的請求原因の要件判断の次元で原告Xの請求を排斥

すべきところを、その要件判断——①売買契約の成立や②取得時効の完成に関する要件そのものあるいはその認定——が甘いために、③被告Yの信義則違反・権利濫用の抗弁の次元に、問題が持ち越されているのである。

信義則違反・権利濫用法理が援用される事件数につき、取得時効が少なく、消滅時効が圧倒的に多い理由も、この点と関係している。取得時効事例においては、①主位的請求原因が売買や相続に限られ、②取得時効の要件である「権利の行使」状態（占有など）についても比較的限定された状況で生ずるのに対して、消滅時効事例に關しては、①意思に基づかない権利の発生が不法行為をはじめとして非常に多く、また、②消滅時効の要件である「権利の不行使」状態に関する認定は、取得時効に関する「権利の行使」状態に関する認定よりも、かなり甘いために、容易に①・②の主張が認められてしまうのである。

ただし、原告Xの請求に対する被告Yの対応としては、たとえば時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求において、時効という「請求原因」ではなく、所有権移転登記手続「請求」そのものに対して、訴権濫用の抗弁を提出するケースも多数存在する。¹⁹⁾同じ権利濫用論でも、一般条項をそのまま適用しただけの判例の時効援用権の濫用論よりも、訴権の濫用論に依拠するのが適切と認められる事案も多く、また、訴権濫用論のほうが、限定された適用範囲の中で要件判断の基準も明確化されているから、その要件を充たすと考えられる場合には、一般的な権利濫用論よりも、訴権濫用論を援用したほうが、被告Yとしては勝算が高くなるだろう。

なお、判例に現れた事案において、原告Xの請求原因として時効が援用されるのは、取得時効の事案がほとんどで、消滅時効に關しては、次に見る被告Yの抗弁として援用されるのが通常である。

(2) 抗弁

①原告Xの所有権に基づく土地明渡請求訴訟や貸金返還請求訴訟において、②被告Yが自己の時効取得を理由とするXの所有権喪失の抗弁や、時効消滅を理由とする債務消滅の抗弁を提出した場合、③時効援用の信義則違

反・権利濫用の主張は、原告Xの負うべき再抗弁となる。しかし、実際に判例に現れた事案において、原告Xが信義則違反・権利濫用の再抗弁のみを提出することは稀で、まずは②被告Yの時効の抗弁を否認するとともに、もし②の抗弁が認められてしまったための備えとして、仮定的に③再抗弁を提出するのが通例であって、かつ、③再抗弁の内容も、(a)条文に規定のある時効障害事由(時効の中断・停止)を援用しつつ、それが認められなかった場合の備えとして、仮定的に(b)判例により承認された時効障害事由(信義則違反・権利濫用法理より以前から認められている判例法理として、時効完成後の時効利益の放棄(一四六条の反対解釈)や昭和四一年大法院判決の時効完成後の債務承認がある)を援用するのが常である。

したがって、原告Xが交通事故や労災・被害等の被害者で、要保護性が高い場合には、まずは②被告Y加害者Yの時効主張に対する原告Xの否認の段階において、起算点その他の成立要件を厳格に判断することで要件の充足を容易に認めず、仮に②時効の成立要件が充たされたとしても、その後の被害者Xと加害者Yの交渉の経緯や被害者Xに固有の事情から、③(a)法定の時効障害事由(中断・停止)を認定してしまえば、信義則違反・権利濫用法理の登場する余地はなくなる⁽¹⁵⁾。

なお、時効学説に関して訴訟法説に立った場合には、時効の援用を定めた民法一四五条の規定は、弁論主義に関する注意規定にすぎないことになるが、訴訟法の規定を用いて時効援用を阻止した事案も多く、上述した訴権の濫用論のほか、時効の援用が訴訟上の信義則(民法二条)に反し許されないとしたもの⁽¹⁶⁾、口頭弁論終結後の承継人(民訴法一一五条一項三号)に時効中断(時効完成前の債務承認。民法一四七条三号)の効力を及ぼしたもの⁽¹⁷⁾、時効の援用を時機に後れた攻撃防御方法(民訴法一五七条)として却下したもの⁽¹⁸⁾などがある。

以上のような実体法ならびに訴訟法における種々の阻止方法にもかかわらず、それらの段階で要保護性のある者を救済できず、最後の砦である信義則違反・権利濫用法理まで追い込まれてしまうのは、それ以前の判断装置

の解釈・運用が不適切であるか、あるいは判断装置そのものに制度的な欠陥があるかの、いずれかである。

(二) 信義則違反・権利濫用法理の条文根拠

一方、判例の信義則違反・権利濫用法理に好意的な今日の学説にあっても、昭和五一年判決の説示する「信義則に反し、権利の濫用として許されない」との表現は不明瞭であると批判し、この法理の条文根拠が一条二項か一条三項かを議論している（両者の重畳適用を説く見解は存在しないようである）。

(1) 時効援用の信義則違反・濫用に関する判例

条文根拠の不明瞭は、実際問題としては、当事者と裁判所の間の適用条文に関する認識のずれとなつて現れており、判例の中には、①当事者は権利濫用を主張しているのに、裁判所は信義則違反について判断したもの⁽¹⁹⁾、②当事者は信義則違反を主張しているのに、権利濫用について説示するもの⁽²¹⁾、④当事者は信義則違反と権利濫用を主張しているのに、裁判所は信義則違反・権利濫用の両者について説示するもの⁽²²⁾、あるいは⑤権利濫用しか判断しなかったもの⁽²³⁾などがある。なお、⑤に関しては、すでに述べたように、信義則は権利濫用の有無を判断する際の解釈基準（条理）として働くとする考え方もあり得るが、しかし、判例の中には、信義則違反と権利濫用を別個独立の二つの主張と理解して、その各々について順番に判断を行っているものもある⁽²⁴⁾。

こうした状況は、判例が、信義則違反・権利濫用といった規範的要件に関して主要事実説（規範的要件を基礎づける具体的事実が主要事実であつて、信義則違反・権利濫用といった規範的評価は、当事者が主張する具体的事実に基づいて裁判官が行う法的判断であるとする見解）をとっていることとも関係するが、しかし、根拠条文が定まらなければ、当事者としては、いずれの規範的評価に向けて具体的事実を積み上げてゆけばよいのか、目算が立たない⁽²⁵⁾。

(2) 信義則違反・権利濫用に関する判例一般

それゆえ、近時の学説が、時効援用の信義則違反・濫用に関する判例法理につき、条文根拠の不明瞭を批判することそれ自体は正しい。しかしながら、悩ましいことに、この問題は、時効に固有の論点ではなくして、民法一条論・一般条項論の全域に及ぶ大論点である。というのも、「信義則に反し、権利の濫用として許されない」という言い回しは、別に時効援用権に限って用いられているわけではなく、昭和五一年判決の登場前から今日に至るまで、一般条項を援用する際の常套句として、広く一般に使用されているからである。⁽²⁶⁾

それゆえ、「信義則に反し、権利の濫用として許されない」という判例の表現の条文根拠を問うことは、一般条項全般にわたって、現行実務の扱いを根本から問い直すことをも含んだ大がかりな作業となるのであって、ひとり時効論のみが単独行動で処理できるような論点ではない。

2 条理による条文の修正解釈

以上の昭和五一年判決の信義則・権利濫用の直接適用に対して、平成一〇年判決・平成二一年判決によって定立された、不法行為に関する七二四条後段の適用制限法理は、信義則を、直接適用ではなく、七二四条の解釈基準(条理)として働かせたものであったが、時効完成後の債務承認に関する昭和四一年大法院判決の立場についても、最(一小)判昭和四五年五月二一日民集二四卷五号三九三頁⁽²⁷⁾が登場した後は、信義則の直接適用法理ではなくして、時効中断に関する一四七条三号(時効完成前の債務承認)の条理に基づく拡張適用法理と解する余地が生じてきた。というのも、同判決は、信義則の直接適用説に立つ原審判断(「債権者としては右の〔時効完成後の〕債務承認により債務者は爾後もはや時効を援用しないものと考えるのが通常であるから債務者がその後、殊に本件のように相当期間経過後において、その債務につき時効を援用することは信義則上許されないものと解するのが相当であ

る。」を破棄して、時効中断の場合とまったく同様、再び時効期間が経過すれば時効が完成する旨を判示しているからである。

上記のように、私見は、信義則をはじめとする一般条項の直接適用に関しては、その要件・効果の曖昧さゆえに、極力控えるべきと考えているが、昭和四一年大法院判決の立場を、右のような条理に基づく一四七条三号の拡張適用法理と理解できるのならば、同判決は、私見の批判の対象から外れる。

一方、本稿冒頭に紹介した判例のうち、平成元年判決と、その修正法理である平成一〇年判決および平成二一年判決に関していえば、七二四条後段の二〇年の長期期間制限の法的性質につき、内池説のごとく時効説に立てば、平成一〇年判決・平成二一年判決の修正法理は、そもそも不要のものとなる。

四 結 語

法制審議会民法（債権関係）部会『民法（債権関係）の改正に関する中間試案』（平成二五年二月二六日第七一回会議決定）は、七二四条後段の二〇年の長期期間制限につき、判例の除外期間説を排して、時効説に立つ旨の案を提示しており、この案が通れば、本稿で紹介した平成元年判決・平成一〇年判決・平成二一年判決の立場は失効することになる。

一方、時効の中断に関する現行一四七条に関しては、「中断」の語を「更新」に改める案が提示されているが、現行一四七条三号の「承認」については、「相手方の権利を承認したこと。」との表現に改められたのみで、時効完成後の債務承認についての言及はないから、昭和四一年大法院判決ならびに昭和四五年判決の立場は、改正後も活き続けることになるのだろうか。

同様に、『中間試案』には、時効の援用に関する現行一四五条の改正についての言及はないから、昭和五一年判決の信義則違反・権利濫用法理についても、改正後もなお活き続けることとなる。

だが、昭和五一年判決の一般条項の直接適用法理の「濫用」状態は、とりわけ①不法行為の消滅時効の起算点と②中断事由に関する一般規定の適用基準を明確化することによって、大幅に改善される。現行法下では、それらの認定基準が不明であるために、①いまだ時効期間は開始・進行・満了していないと信じ切っていた当事者、②時効は確実に中断（更新）したと信じ切っていた当事者が、相手方の時効援用に対して、信頼を裏切られたと憤り、一般条項を持ち出すのである。今般の民法（債権関係）改正が「市民に分かりやすい民法」を標榜するのなら、①起算点および②中断に関して、市民に分かりやすい判定の具体的な基準を、条文で明定すべきだろう。

(一) 「本件評釈」五十嵐清・判評九五号（判時四五六号、昭和四一年）一八（二〇八）頁、乾昭三・法時三八卷一〇号（昭和四一年）一一六頁、畔上英治・金法四五二号（昭和四一年）一六頁、栢田文郎①・金法四四四号（昭和四一年）一七頁、同②・判タ一九一（昭和四一年）五二頁、同③『最高裁判所判例解説民事篇（昭和四一年度）』（法曹会、昭和四二年）（29事件）一四六頁、川島武宜・法協八四卷四号（昭和四二年）五一〇頁、西村重雄・民商五五卷六号（昭和四二年）九四五頁、四宮和夫『昭和四一・四二年度重要判例解説』（昭和四二年）三〇頁、高木多喜男①『民法の判例』（別ジュリ四号、昭和四二年）四一頁、同②『同（第二版）』（ジュリ増、昭和四一年）三七頁、大道友彦・民研二一九号（昭和四三年）三四頁、椿寿夫・法七一五九号（昭和四四年）一一六頁、水本浩・法七二一九号（昭和四九年）四〇頁、遠藤厚之助①『民法判例百選Ⅰ総則・物権』（別ジュリ四六号、昭和四九年）九四頁、同②『同（第二版）』（別ジュリ七七号、昭和五七年）一〇〇頁、同③『同（第三版）』（別ジュリ一〇四号、平成元年）九六頁、岡本坦・法七二七八号（昭和五三年）九四頁、大塚勝美・北九州大学法政論集九卷一（昭和五六年）一六六頁、浅生重機①・金法一四三三三三号（平成七年）一〇八頁、同②・金法一五八一（平成一二年）一四八頁、金山直樹①『民法判例百選Ⅰ総則・物権（第四版）』（別ジュリ一三六号、平成八年）九二頁、同②『同（第五版）』（別

- ジュリ一五九号、平成一三年）九六頁、同③『同（第五版新法対応補正版）』（別ジュリ一七五号、平成一七年）九六頁、同④『同（第六版）』（別ジュリ一九五号、二〇〇九年）八四頁。
- (2) 五十嵐・前掲注(1)二二～二二(一一～一一)頁。
- (3) 『本件評釈』内池慶四郎・判評二二七号(判時八三八号、昭和五二年)一四(二二八)頁、石田喜久夫・判タ三四四号(昭和五二年)一一二頁、幾代通・民商七六卷二号(昭和五二年)二九六頁、川井健・法協九五卷三号(昭和五三年)五八四頁、牧山市治『最高裁判所判例解説民事篇(昭和五一年度)』（法曹会、昭和五四年）(18事件)二二二頁、山田卓生『民法の基本判例』（別冊法教、昭和六一年)六頁、菅野耕毅①『民法判例百選Ⅰ総則・物権(第三版)』（別ジュリ一〇四号、平成元年)八頁、同②『同(第四版)』（別ジュリ一三六号、平成八年)一〇頁、同③『同(第五版)』（別ジュリ一五九号、平成一三年)一四頁、同④『同(第五版新法対応補正版)』（別ジュリ一七五号、平成一七年)一四頁。
- (4) 内池・前掲注(3)一七(一一三)頁。
- (5) 『原審評釈』徳本伸一・判評三三四号(判時一三九四号、昭和六一年)一八(一八八)頁、『本件評釈』松本克美・ジュリ九五九号(平成二年)一〇九頁、半田吉信・民商一〇三卷一号(平成二年)一三二頁、内池慶四郎・リマークス二号(平成三年)七八頁、河野信夫『最高裁判所判例解説民事篇(平成元年度)』（法曹会、平成三年）(33事件)六〇〇頁、副田隆重・法七四三〇号(平成二年)一一四頁、松久三四彦①『平成元年度重要判例解説』（ジュリ臨増九五七号、平成二年)八三頁、同②・判例セレクト⁹⁰(法教二二六号別冊付録、平成三年)二七頁、大村敦志・法協一〇八卷二二号(平成三年)二二〇(二二二四)頁、三輪佳久・民研三九五号(平成三年)二四頁、飯村敏明『平成三年度主要民事判例解説』（判タ臨増七九〇号、平成四年)九八頁、柳沢秀吉・名城法学四一卷一号(平成三年)一五五頁、渡邊知行・名古屋大学法政論集一三九号(平成四年)五六九頁。
- (6) 『本件評釈』春日通良①・ジュリ一四二二号(平成一〇年)九〇頁……〔所収〕『最高裁時の判例Ⅱ私法編(1)』（ジュリ増、平成一五年)二五七頁、同②『最高裁判所判例解説民事篇(平成一〇年度・下)』（法曹会、平成一三年）(23事件)五六三頁、松本克美・法時七〇卷二二号(平成一〇年)九一頁、吉村良一・法教二二九号(平成一〇年)五一頁、永谷典雄・民研四九七号(平成一〇年)五〇頁、橋本恭宏・金判一〇五七号(平成一一年)五四頁、半田吉信・判評四八一号(判時一六六一号、平

成(一年)二五(一八七)頁、石松勉・岡山商大論叢三五卷一号(平成二年)二〇八頁、内田博久・ひろば五二巻九号(平成一年)五六頁、松村弓彦・NBL六七四号(平成二年)六九頁、矢澤久純・新報一〇五巻二二号二八五頁、大塚直①『平成一〇年度重要判例解説』(ジュリ臨増一五七号、平成一年)八二頁、同②『民法判例百選II債権(第五版)』(別ジュリ一六〇号、平成三年)二二〇頁、同③『同(第五版新法対応補正版)』(別ジュリ一七六号、平成一年)二一〇頁、河本晶子『平成一〇年度主要民事判例解説』(判タ一〇〇五号、平成二年)一〇〇頁、前田陽一・判タ九九五号(平成一年)五四頁、徳本伸一・判例セレクト98(法教三三二号別冊付録、平成二年)二〇頁。

(7)〔本件評釈〕中村肇・法七五六号(平成二年)一三六頁、松本克美・法時八一巻一三号(平成二年)三七九頁、久須本かおり・愛知大法経論叢一八三号(平成二年)六三頁、齋藤出起・判例セレクト09(法教三五三三号別冊付録、平成二年)二二頁、中村心①・ジュリ一三九五号(平成二年)一五七頁、同②『最高裁判所判例解説民事篇(平成二二年度・上)』(法曹会、平成四年)〔17事件〕三九二頁、吉村良一・民商一四巻四〇五号(平成二年)四六六頁、辻伸行・判評六一五号(判時二〇六九号、平成二年)三三三(一九二)頁、大坂恵里・法の支配一五七号(平成二年)七七頁、松久三四彦『平成二二年度重要判例解説』(ジュリ臨増一三九八号、平成二年)一〇三頁、仮屋篤子・速報判例解説六号(平成二年)八七頁、橋本佳幸・リマックス四二号(平成二年)六六頁、飯田恭示『平成二二年度主要民事判例解説』(別冊判タ二九号、平成二年)一一八頁、石綿はる美・法協一二七巻三号(平成二年)二六八頁。

(8) 内池・前掲注(5)七九頁。

(9) 内池慶四郎①『近時判例における民法七二四条後段所定の二〇年期間の問題性——違法買収・売渡処分関係事例——』法研五九巻二二号(昭和六年)一一一頁、同②『続・近時判例における民法七二四条後段所定の二〇年期間の問題性——再審無罪判決・労災職業病・登記過誤その他関係事例——』法研六〇巻二二号(昭和六年)七三頁……〔所収〕『不法行為責任の消滅時効』民法第七二四条論——(消滅時効法研究・第一巻)——(成文堂、平成五年)①一八一頁、②一一五頁。

(10) 山崎敏彦『消滅時効の援用と信義則・権利の濫用』判タ五一四号(昭和五九年)一四六頁、半田吉信『消滅時効の援用と信義則』ジュリ八七二号(昭和六年)七九頁、志田洋『時効の援用と信義則』山口和男(編)『現代民事裁判の課題⑦損害賠償』(新日本法規、平成元年)六七六頁、松本克美『時効規範と安全配慮義務——時効論の新たな胎動——』神奈川法学二五巻

- 二号（平成元年）一頁……〔所収〕『時効と正義』（日本評論社、平成一四年）一一頁、石松勉①「消滅時効の援用と信義則に
関する一考察」福岡大学大学院論集二二巻一号（平成二年）五〇八頁、同②「再論」民法七二四条後段の二〇年の除斥期間の
適用制限に関する一考察——近時の裁判例を素材として——（一）～（二・完）福岡大学法学論叢五五巻一号（平成二二年）
一頁、三・四号（平成二三年）三五九頁、渡辺博之「時効の援用と信義則・権利の濫用（上）（下）」判評四〇七号（判時一四
三六号、平成五年）二（二五六）頁、四〇八号（判時一四三九号）二（一六四）頁、松久三四彦「時効の援用と信義則ないし
権利濫用——時効完成前の事情による場合——」藤岡康宏先生古稀記念論文集『民法学における古典と革新』（成文堂、平成二
五年）六九頁、香川崇「わが国裁判例に見る消滅時効の援用と信義則」富大経済論集五八巻二・三号（平成二五年）三五（一
九二）頁。
- 〔11〕平成二四年までの数字は、最高裁判所事務総局『司法統計年報—民事・行政編—』I 総覧表「第一表（表1） 民事・行
政事件の新受、既済、未済件数」のうち、訴訟事件の既済件数を転記した。平成二四年に関しては、本稿執筆段階（平成二五
年三月末）において『年報』が未刊行のため、『司法統計月報』記載の各月の数字を集計した。
- 〔12〕『新版・注釈民法(1)総則(1)』（有斐閣、昭和六三年）一七五頁（安永正昭）。なお、『同（改訂版）』（平成一四年）二〇二頁
（安永）、香川・前掲注（10）三九（一九五）頁も参照。
- 〔13〕実際にも、当事者が、信義則違反・権利濫用とならんで、公序良俗違反を主張した事案も存在している（ただし、いずれ
も否定例である）。秋田地判昭和五〇年三月二四日訟月二一卷五号九五九頁、横浜地判昭和五七年一〇月二〇日下民集三三巻
五〇八号一一八五頁、東京地判平成七年一〇月一九日訟月四二巻二二号二六三四頁、山口地下関支判平成一〇年五月一日勞
働判例七四六号四三頁。
- 〔14〕東京高判昭和六二年八月三一日判時一二五一号一〇三頁、徳島地判平成七年三月三〇日訟月四二巻二二号二八一九頁、福
岡高判平成七年六月一六日判タ八九一号二五二頁、東京地判平成七年七月一四日判時一五四一号一二三頁・判タ八九一号二六
〇頁、東京地判平成八年七月二四日平成七年（ワ）第二五七二九号、東京地判平成九年五月三〇日平成九年（ワ）第二三五六
号、東京地判平成九年五月三〇日平成九年（ワ）第二三五八号、東京高判平成一一年七月二二日判タ一〇一七号一六六頁、東
京地判平成一二年五月三〇日判時一七一九号四〇頁・判タ一〇三八号一五四頁、東京高判平成一二年七月四日平成一二年（ネ）

第二六一五号、東京高判平成一三年一月三十一日判タ一〇八〇号二二〇頁など。

(15) なお、③(b)判例により認められた時効障害の内部において、(i)時効完成後の利益放棄・債務承認と、(ii)信義則違反・権利濫用との間に、判断の先行関係があるかにつき、判例の立場は分かれており、(i)時効利益の放棄や時効完成後の債務承認が認定される場合には、もはや(ii)信義則違反・権利濫用の判断には立ち入らない判例と、両者を認定する判例とがある。(i)時効利益の放棄も債務承認も、(ii)信義則(禁反言)の具体的発現であるが(ただし、昭和四一年大法院判決の時効完成後の債務承認に関しては、異なる理解もあり得る。後述)、適用範囲が限定されている点において、一般法理である昭和五一年判決の信義則違反・権利濫用法理に対する特別法的地位に立つと考えるならば、まずは(i)時効利益の放棄・時効完成後の債務承認法理の側を判断すべきであろう。かかる処理を行うこともまた、適用範囲が無限定で、それゆえに要件が不明瞭な一般条項の直接適用である昭和五一年判決の信義則違反・権利濫用法理の「濫用」を防止する機能を有する。

(16) 東京地判昭和六二年四月三〇日判時一二六六号三一頁・判タ六五五号二二四頁。なお、判例の中には、被告Yの時効の抗弁に対して、原告Xが(起算点に関する積極否認ではなくして)時効が完成するような起算点を主張することが信義則に反するとの再抗弁が提出された事案や(大阪地判平成二二年一〇月一九日平成二二年(行ウ)第五三三号)、原告Xの時効中断の再抗弁に対して、被告Yが信義則違反・権利濫用の再々抗弁を提出した事案もある(東京高判昭和四〇年一月二十九日高民集一八卷七号五三八頁、名古屋地判平成一九年五月三〇日交通民集四〇卷三三七四一頁)。だが、その内容が、①時効の起算点あるいは時効中断に関する事実認識が相手方と異なるというものであれば、起算点(成立要件)・時効中断に関する判断で行えば足り(敢えて自己が証明責任を負う抗弁として主張する必要がない)、あるいは②相手方の主張の仕方そのものが信義に反するというのであれば、訴訟上の信義則(民法二条)の問題とすべきであって、一般条項の直接適用である昭和五一年判決の信義則違反・権利濫用法理を持ち出す必要はないように思われる。

(17) 大阪地判平成二二年七月二四日判タ二二二八号二二〇頁。

(18) 大阪地判昭和四一年六月八日判タ一九五号一四二頁、東京高判昭和四九年一月二八日訟月二一卷三号五九六頁、岡山地判平成一三年五月二三日判タ二二〇七号一七八頁・労働判例八一四号一〇二頁、東京地判平成一四年二月二八日判タ一一四六号二九四頁、東京地判平成一六年三月一日労働判例八八五号七五頁・労働経済判例速報一八八三三六頁、名古屋高判平成一七

- 年二月九日平成一七年（ネ）第六三三号・第二六五号、さいたま地判平成一九年三月六日平成一七年（ワ）第一五四五号、東京高判平成一九年二月四日税務訴訟資料二五七号一〇八四〇頁など。
- (19) 東京地判昭和五九年五月二十九日判時一一五六号八二頁・判タ五三二二号一八二二頁、大阪地判平成一四年四月三〇日交通民集三五卷二五九二頁、岐阜地判平成一七年四月二七日平成一〇年（ワ）第九五号・第二八三号など。
- (20) 札幌地判平成二〇年二月一七日平成二〇年（ワ）第一一二号など。
- (21) 仙台地判平成二二年五月八日金法一六二九号六一頁、東京地判平成一七年九月一日判時一九〇六号一〇頁・判タ一一八八号一五四頁。
- (22) 東京地判平成一四年二月二七日労働経済判例速報一八二九号二二頁、東京地判平成一四年二月二七日労働経済判例速報一八二九号二二頁、青森地判平成一七年三月二五日判タ一二二二号一九一頁。
- (23) 前橋地判昭和五七年三月三〇日判時一〇三四号三頁・判タ四六九号五八頁、長崎地佐世保支判昭和六〇年三月二五日判時一一五二号四四頁、東京地判平成八年五月一三日民集五二卷四号一〇七三頁、大阪高判平成一四年五月七日証券取引被害判例セレクト二〇卷二九九頁、長崎地判平成一七年二月二〇日判タ一二五〇号一四七頁、水戸地日立支判平成二〇年一月二五日判時二〇〇八号一一四頁、東京地判平成二二年七月三〇日平成二二年（レ）第七三三三号、東京地判平成二四年二月一四日平成二二年（ワ）第一〇五九六号、東京地判平成二四年五月三〇日平成二二年（ワ）第三六二二三号・第三四二六号など。
- (24) 大阪高判平成一九年四月二六日平成一八年（ワ）第四五五七号、京都地判平成五年一月二六日訟月四〇卷一一号二五八頁（水保病京都訴訟）など。
- (25) なお、判例の中には、「原告は、権利濫用を主張するが、被告は本訴において権利を行使しているものではなく、原告の主張の真意は、消滅時効の主張が本件事情の下では許容されるべきでないというにあり、信義則違反の主張も含むと解して妨げない」旨を判示したものもある（東京地判平成八年七月一日判時二五九八号一二二頁）。このほか、判例の中には、当事者の信義則違反・権利濫用の主張に対して、何らの判断も示さないまま、時効の援用の有効性を認定したものもあるが、この類型に関しては、裁判所が、当事者の信義則違反・権利濫用の主張を、相手方の時効援用の主張に対する否認（積極否認）と理解した可能性もある。なお、当事者の主張には、相手方の時効援用が「不当である」とだけ述べるものがあるが、その場合、裁

判所は、「不当」性に關して、何らの判断も行っていない（大阪地判平成一六年三月五日金判一一九〇号四八頁、函館地判平成一六年九月七日平成一六年（行ウ）第一号など）。

(26) 昭和五一年判決登場前の最高裁判例としては、最（二小）判昭和四〇年一〇月七日裁判集民事八〇号六二二頁（家賃増額請求）、最（三小）判昭和四〇年一二月二日民集一九卷九号二二二頁（不法行為の損害賠償請求、最（二小）判昭和四五年一月二三日裁判集民事九八号一三七頁（建物退去土地明渡請求、最（三小）判昭和四五年三月三日民集二四卷三号一八二頁（手形金請求）、最（一小）判昭和四七年六月一日民集二六卷五号一〇一五頁（家屋占有部分明渡請求）、最（一小）判昭和四八年三月一日裁判集民事一〇八号二六六頁（保証債務の履行請求）、最（三小）判昭和五〇年二月二五日民集二九卷二号一四三頁（自賠法三条の損害賠償請求權に關する消滅時効の援用）など、昭和五一年判決登場後では、最（二小）判昭和五四年三月一六日民集三三卷二七〇頁（相殺權の援用）、最（一小）判昭和五六年一〇月一日民集三五卷七号一一一三頁（自動車保險の不承担特約に基づく免責の主張）、最（三小）判昭和六〇年二月二六日稅務訴訟資料一四四号三〇一頁（稅務署の所得稅更正処分）、最（一小）判昭和六二年七月二日労働判例五〇四号一〇頁（労働者に対する時季指定）、最（一小）判平成二年四月二日金法一二五五号六頁・金判八八三一四号頁（担保免除特約に基づく免責の主張）、最（二小）判平成七年六月三日民集四九卷六号一七三七頁（担保保存義務免除特約に基づく免責の主張）、最（三小）判平成八年六月一八日家月四八卷一二号三九頁（夫と愛人に対する不貞行為の慰謝料請求）、最（三小）判平成九年二月一四日民集五一卷二七号三三七頁（同時履行の抗弁權）、最（三小）判平成一七年二月二五日判時一八九〇号一四三頁・判タ一一七六号一三五頁（株主總會決議を経ずに支払われた役員報酬に關する追認の主張）、最（三小）判平成一八年四月一八日金判一二四二号一〇頁（クロスステフォルト条項に基づく期限の利益喪失の主張）、最（二小）判平成一九年二月二三日判時一九九五号一五七頁・判タ一二六一号一三三頁（国家公務員に対する失職の主張）、最（二小）判平成二一年二月四日判時二〇七七号四〇頁・判タ一三三三三九二頁（貸金業者による過払金返還請求權の免責の主張）、最（二小）判平成二一年二月一八日判時二〇六八号一五一頁・判タ一三二一六号一三二頁（退職慰勞金の返還請求）、最（三小）決平成二二年二月七日民集六四卷八号二〇〇三頁（個別株主通知の要求）、最（二小）判平成二四年一月二〇日消費者法ニュース九二号一六七頁（營業譲渡を受けた貸金業者の過払金債務の非承継の主張）など。

(27) 「本件評釈」遠藤浩・民商六五卷一號（昭和四六年）一五八頁、千種秀夫『最高裁判所判例解説民事篇（昭和四五年）度・

上) (法曹会、昭和四六年) (5事件) 三五頁、藤岡康宏・法協八九卷一号 (昭和四七年) 一一三頁、椿寿夫・山崎寛・法七一八八号 (昭和四七年) 一六一頁。

(28) 法制審議会民法(債権関係)部会『民法(債権関係)の改正に関する中間試案』(平成二五年二月二六日決定)「第7 消滅時効」4 不法行為による損害賠償請求権の消滅時効(民法第七二四条関係)一〇〇―一一頁。なお、法務省民事局参事官室『民法(債権関係)の改正に関する中間試案(概要付き)』(平成二五年三月)二六頁には、「民法第七二四条後段の不法行為の時から二〇年という期間制限に関して、中断や停止の認められない除外期間であるとした判例(最判平成元年一月二二日民集四三卷一二号二二〇九頁)とは異なり、同条後段も同条前段と同様に時効期間についての規律であることを明らかにするものである。上記判例のような立場に対して、被害者救済の観点から問題があるとの指摘があり、停止に関する規定の法意を援用して被害者の救済を図った判例(最判平成二二年四月二八日民集六三卷四号八五三頁)も現れていることを考慮したものである。除外期間ではないことを表すために、同条後段の『同様とする』という表現を用いない書き方を提示しているが、これはあくまで一例を示したものである。」とある。

(29) 前掲注(28)『中間試案』第7 消滅時効「6 時効期間の更新事由」一一頁。なお、『中間試案(概要付き)』二七頁には、「時効の中断事由」という用語は、時効期間の進行が一時的に停止することを意味するという誤解を招きやすいと指摘されており、適切な用語に改めることが望ましい。ここでは、差し当たり「時効期間の更新事由」という用語を充てている。」とある。

(30) 前掲注(28)『中間試案』第7 消滅時効「6 時効期間の更新事由」一一頁、『中間試案(概要付き)』二七頁。